

注:本資料は Deloitte & Touch LLP が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版については有限責任監査法人トーマツにお問合せください。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、英語版ニュースレターの補助的なものです。あくまで英語版が(正)となります旨、ご了承下さい。

## 目次

- はじめに
- 背景及び当 ASU 提案の主要条項
- 発効日及び移行措置
- 付録—回答者に対する質問

# 明確にしましょう

## FASB が政府援助の取決めに 関する会計処理の透明性を向上 させる ASU を提案

マーク・クローリー (Mark Crowley) 及びエルミール・ベルベリ (Ermir Berberi) (デロイト&トウシュ LLP)

### はじめに

2015年11月12日、FASBは公開コメントを求めて、ビジネスにより受領される政府援助に関する特定の開示を要求することにより、財務報告における透明性を向上させる ASU 提案<sup>1</sup>を発行した。政府援助の取決めは、政府が、それにより、事業体に対して価値(例えば、補助金、借入保証、税務インセンティブ)を提供する法的に強制力ある契約である。開示規定提案の目的は、財務諸表利用者が、(1)政府援助の性質、(2)政府援助に関する会計方針、(3)財務諸表に対する政府援助の影響、及び(4)当該政府援助の取決めの重要な条項及び条件をより良く評価することを可能ならしめることにある。

ASU 提案に対するコメント期限は2016年2月10日である。当 Heads Up の付録は、当 ASU 提案の回答者に対する質問を列挙している。

### 背景及び当 ASU 提案の主要条項

現行米国会計基準では、ビジネス事業体により受領される政府援助の認識、測定及び開示に係る明確なガイダンスは存在しない。結果として、ビジネス事業体が、政府援助の取決めに関する会計処理及び情報開示方法に関しては、実務上、多様性が見られる。

当 ASU 提案は、ビジネス事業体が、彼らの年次財務諸表において、政府援助の取決めに関する以下の情報の開示を要求することになる。

- 重要なカテゴリーの全般的性質、及び政府援助の会計処理のため適用された関連会計方針又は手法等、援助の性質に関する情報。
- 貸借対照表及び損益計算書上のどの表示項目が、政府援助により影響を受けるか、及び各表示項目に該当する金額。
- コミットメント及び偶発事象等、契約の重要条項及び条件。

4. 実務的に不可能でない限り、受領したが、直接財務諸表に認識されていない政府援助の金額。受領したが認識されていない政府援助の金額は、財務諸表のいずれの表示項目にも直接金額が記帳されていないが、事業体により受領されているものを含む(例えば、借入保証の便益、市場以下の金利の借入れ、又は軽減された税金又はその他の費用からの便益)。

当該開示は、財務諸表利用者に、事業体の財務結果及び将来キャッシュ・フローに関する見通しに対する政府援助の影響に関する情報を提供することになる。加えて、当該開示は、利用者が援助の性質をより良く評価することに資することになる。

改訂提案は、ASC958<sup>2</sup>の適用範囲とされる非営利(NFP)事業体以外の、「法的に強制力のある価値を受領する政府との契約」を締結した事業体に適用されることになる。しかしながら、当該規定は、政府が、(1)「単に、当該事業体が、事業体と政府との間の特別な契約なしで、広範囲に利用可能な、該当する適格規定を充足することにより、事業体に対する自由裁量ではない水準の援助の提供を法的に要求される」又は(2)事業体の「単なる一顧客」である取引には適用されないことになる。

## 発効日及び移行措置

審議会は、発効日を提案しなかった。むしろ、審議会は、ASU 提案に対する利害関係者のフィードバックを検討後、当該日付を決定することを予定していると言及した。加えて、審議会は、当改訂提案は、決定される発効日後の最初の財務諸表の一式、並びに(1)発効日時点で存在する、及び(2)発効日後に締結された全ての契約に対して適用されることになる。さらに、遡及的適用は認められることになる。

<sup>2</sup> FASB Accounting Standards Codification Topic 958, Not-for-Profit Entities.

## 付録—回答者に対する質問

回答者に対する当 ASU 提案による質問を参照のため以下に列挙されている。

**質問 1:** このアップデート提案における改訂の範囲を、事業体或いは複数の事業体が、政府から価値を受領する法的に強制力ある契約に限定すべきとすることに同意するか。また、改訂提案の範囲を、政府が(a)事業体と政府との間に特別の契約なしで、単に広範囲に利用可能な該当する適格性規定を事業体が充足することを理由として、自由裁量ではない水準の援助を事業体に提供することを法的に要求されている、又は(b)単に一顧客である、取引には適用すべきでないことに同意するか。そうではない場合、どのような他の種類の取決めが、このアップデート提案における改訂範囲に含まれる、又は除外されるべきか。その理由を説明されたい。

**質問 2:** 開示規定提案は、国内援助及び国外援助の双方に関して同一であるべきことに同意するか。そうではない場合、その理由、及びあなたが異なるべきと信じる開示規定提案を説明願う。考慮されねばならない独特の種類 of 国外援助はあるか。もしそうである場合その理由、及び独特の種類 of 国外援助に関する特定を説明されたい。

**質問 3:** 改訂提案の範囲は、トピック 740「法人所得税」の適用範囲内である政府援助契約を除外すべきでないことに同意するか。そうではない場合、理由を説明されたい。

**質問 4:** 改訂提案の範囲は、NFP 事業体を除外すべきとの点に同意するか。その代わりに、NFP 事業体により適用されるべき開示規定提案はどんな提案があるか。そうである場合、どの開示規定提案か特定し、理由を説明されたい。

**質問 5:** 範囲及び開示規定提案は実務的に可能で監査可能か。あなた方の現存の情報セット及びシステム、内部統制等は、改訂提案により開示が要求されている情報を捕捉するか。そうではない場合、どのような範囲又は開示の側面が実行可能性、監査可能性及び/又はコスト問題を提起するか、及びその理由は。

**質問 6:** 事業体は、実務的に不可能でない限り、受領しているが財務諸表開示項目に直接認識されていない政府援助の金額を開示すべきことに同意するか？そうではない場合、理由を説明されたい。

**質問 7:** 作成者にとって、事業体がこのアップデート提案における改訂により要求される情報を開示できない、政府援助契約に存在する何らかの制約(法的又はその他)があるか(例えば、秘密保持又は占有(proprietary)を理由とする)。そうである場合、どのような制限が存在するか、国外又は国内の援助に関連するものか、及びどの開示提案が懸念を生じさせるかを特定されたい、また、なぜか。

**質問 8:** 利用者に関して、改訂提案により要求される情報は、政府援助契約に関する透明性を改善することになることに同意するか。改訂提案により要求される情報は、事業体のあなたの分析にとって重要であるか。そうである場合、どの開示か、及びその理由を特定のこと。そうでない場合、当該開示を識別し、その理由を説明のこと。財務諸表注記において開示が要求されるべき追加的情報はるか。そうである場合、特定されたい。

**質問 9:** 改訂提案は、トピック 720「期中報告」を特定の期中開示規定を追加することなく改訂しないことになる。代わりに、政府援助に関して要求される期中開示は、直近の年次期間以来発生した重要な変更に限定されることになる。改訂提案は、追加的期中開示規定を含むべきか？そうである場合、どの開示を、あなたは追加されるべきと考えるか、及びその理由は？

**質問 10:** このアップデート提案における改訂は、(a)発効日時点で存在する、及び(b)発効日後に締結された全ての契約に対して適用されるべきか(遡及的適用は容認される)？そうでない場合、なぜか説明されたい。

**質問 11:** 改訂提案は、公開ビジネス事業体及び非公開ビジネス事業体(非公開会社)の双方に適用されることになる。改訂提案は、非公開ビジネス事業体に対しては異なるべきか？そうである場合、その理由、及びそれらが異なるべきであるとあなたが考える方法を説明されたい。

**質問 12:** 作成者が、改訂提案を導入するに必要とする時間はいかほどか？公開ビジネス事業体ではない事業体により改訂提案を導入するために必要な時間は、公開ビジネス事業体により必要とされる時間と異なるべきか？

## 登録

デロイトの Accounting Standards and Communications Group が発行する Heads up およびその他の会計に関する出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください ([www.deloitte.com/us/subscriptions](http://www.deloitte.com/us/subscriptions))。

## 財務責任者のための Dbriefs

Dbriefs へぜひご参加ください。Dbriefs はデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実践戦略を提供するものです。「財務責任者」シリーズのウェブキャストを通じ、以下のテーマに関する貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 税務に関する財務報告
- 取引およびビジネス・イベント
- 企業価値の強化
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- 財務報告
- テクノロジー

Dbriefs は CPE クレジット取得のための、身近にご利用いただける便利で柔軟な方法も提供します。今後のウェブキャストに関するお知らせをお受け取りいただくには、以下のウェブサイトにて、Dbriefs にご登録ください (<http://www.deloitte.com/us/dbriefs>)。

## Technical Library と US GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。Technical Library: The Deloitte Accounting Research Tool と呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計および SEC マニュアルならびにその他の会計および SEC の解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SEC の資料などが含まれています。

営業日ごとに更新される Technical Library は使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。Technical Library 登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」もお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト [www.deloitte.com/us/techlibrary](http://www.deloitte.com/us/techlibrary) をご覧ください。

さらに、US GAAP Plus にも忘れずにアクセスしてください。これは、米国 GAAP に重点を置いた、会計に関するニュース、情報や出版物を取り上げるデロイトの新しい無料ウェブサイトです。このウェブサイトには、FASB の活動や FASB Accounting Standards Codification™ のアップデート、そして、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS 解釈指針委員会などのその他の米国と国際会計基準の設定主体や規制当局の進展に関する記事が掲載されています。今すぐチェックしてください！

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。